

四日市市出産・子育て応援金（国の出産・子育て応援給付金）の給付に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年 5月 1日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第56号

四日市市出産・子育て応援金（国の出産・子育て応援給付金）の給付に関する規則の一部を改正する規則

四日市市出産・子育て応援金（国の出産・子育て応援給付金）の給付に関する規則（令和5年四日市市規則第4号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| (子育て応援金の申請) 第7条 (略) 2 (略) 3 前項の規定にかかわらず、対象児童が <u>1歳に達する日以後の最初の3月31日以降は支給の申請を行うことができない。</u> | (子育て応援金の申請) 第7条 (略) 2 (略) 3 前項の規定にかかわらず、対象児童が <u>3歳に達する日以降は支給の申請を行うことができない。</u> |

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(対象児童が令和6年3月31日までに1歳に達する者である場合の申請期限の特例)

2 対象児童が令和6年3月31日までに1歳に達する者であった場合における出産・子育て応援金の申請の期限については、改正後の四日市市出産・子育て応援金(国の出産・子育て応援給付金)の給付に関する規則第7条第3項中「1歳に達する日以後の最初の3月31日」とあるのは、「令和6年3月31日までに1歳に達する者である場合は、令和7年3月31日」と読み替えるものとする。

(こども未来部こども保健福祉課)